

## 「規制改革ホットライン（「多様な働き方の実現」のための集中受付）」 への提案について

### 提出趣旨：

内閣府規制改革推進室は、毎年規制改革要望を受け付けている。この要望は、提案の対象となる規制の根拠法令を所管する府省に伝達され、関係府省が検討した提案内容の結果が提案者にフィードバックされるほか、政府の規制改革会議にも適宜提出される。

平成 26 年 11 月は多様な働き方を実現する上で、改革が必要と考えられる規制の見直しについて積極的な提案を受け付けている。

そこで、市場創造チャレンジ委員会プロジェクト企画部会ワークスタイル変革プロジェクトでは、情報サービス業界のテレワーク推進目標を意識し、テレワーク推進の観点から当プロジェクトで提案を行った。

(事務局)

### 提案事項名：VDI(仮想デスクトップ環境)を活用した働き方の推進

#### 1. 提案の背景

喫緊の社会的課題は育児介護世代の労働力活用である。この課題解決のためには、就労の合間を縫って育児介護に従事できることが必要である。

しかし、毎朝職場に通勤し、夜に帰宅する就労形態は労働者に裁量がなく継続的な就労は困難である。

育児介護世代の労働力を活用するには、いつでもどこでも働ける環境整備が必要である。すなわち、職場に通勤せずに、一日の間で断続的に就労する形態(仮称として「タイムセレクトワーク」という。)が法的に可能である旨の明示が必要である。

本提案はタイムセレクトワーク実現のために仮想デスクトップ環境(Virtual Desktop Infrastructure 以下 VDI という。)の活用を企図したものである。情報サービス企業で典型的にみられる情報の作成・加工・受け渡しの就労は VDI を活用すれば時間と場所を問わず可能となる。

#### 2. 現状における弊害

育児介護世代は、保育施設への送迎、子供の食事作り、風呂入れ、要介護者の通院付き添いや風呂入れ等に従事する必要があるため、一日の就労の合間に育児介護に従事する時間を設ける必要がある。

労働基準法は、深夜(午後十時以降)の割増賃金を定めている(第 37 条第 4 項)。育児介護従事者は、一日の間で休憩以外の事由により労働から断続的に外れる

ため、終業が同項に定める午後 10 時を過ぎることが現実に生じやすい。その一方で、午後 10 時になっても、彼らの一日の労働時間が同法第 32 条第 2 項に定める 8 時間に満たないことも同様に生じやすい。本規定は事業主が被用者を深夜労働に就かせるペナルティから設けられたと解されるが、育児介護世代が必要とする就労形態に合わなくなっている。

### 3. 改善の必要性・効果

VDI による業務遂行はシステム上で完全に把握されるため、労働時間を厳密に把握することが可能である。仮に労働者に過重な労働を強いたとしてもシステム上で証跡が残る。

一日の間で育児介護の時間を挟むことにより、断続的に始業と終業が複数回生じる労働形態であったとしても、すべてシステム上で把握されるため、全体として労働時間を 8 時間に収めることは可能である。

したがって、情報処理技術者等の VDI による業務遂行が可能な者については、深夜割増賃金規定を撤廃するなど就労形態に即した制度が必要である。

### 4. 規制の根拠

①法律・政令

### 5. 具体的な根拠法令等

労働基準法第 37 条第 4 項

### 6. 提案主体名

一般社団法人情報サービス産業協会

### 7. 会社名・団体名公開の可否

公表